

# 流通小売業者の農業生産進出について

近年、食品を取扱うスーパーや外食産業、生鮮野菜加工メーカーが自社で農場を展開、その面積を拡大したり産地との契約栽培で調達量を増やしている。実需者が契約栽培や自社農場拡大の動きを活発化させている背景は、生鮮野菜の安定的な数量確保が挙げられる。流通小売業者は一般的な八百屋と異なり、生鮮野菜の販売では一定規格ものを一定量確保し販売しなければならないためだ。よって、市場調達だけでは限界があり自ら川上に進出していることが主な理由となっている。また、産地との直接取引のため市場を経由しないために中間流通経費・物流経費を削減、規格外作物を加工品に回すことで生鮮野菜全体の小売価格の引き下げを実現し消費者にPRする狙いもある。

今回は流通小売業者の農業生産進出としてスーパーマーケットの最大手イオン株式会社でグループの機能会社として主に直営農場を運営しイオン農場ブランドを展開しているイオンアグリ創造株式会社の福永庸明社長に今後の展望についてお聞きした。



イオンアグリ創造株式会社  
 代表取締役社長 福永 庸明氏  
 農業で夢とロマンを！

**編集局** : 御社におけるイオングループでの役割を教えてください

**福永社長** : たくさんのお客さまがイオングループのお店に来られます。そのお客さまに、安全・安心・新鮮でお手頃な野菜を供給するのが私たちの役割です

**編集局** : イオンが直営農場を持つと思われたのは何故ですか

**福永社長** : 農業者の方々が日々苦勞されていることを、自ら実体験することが大切だと考えたからです

**編集局** : 特定法人貸し付け事業制度を利用した戦略は何ですか

**福永社長** : 参入当時、企業が農業を開始するためには、その制度を活用する外なかったからです

**編集局** : イオン直営農場として新規開場までに至る重要な点は何ですか

**福永社長** : 地域の皆さまに正直に誠実に私たちの事業を説明し、少しでも信頼いただくことです

**編集局** : 直営農場で生産されている野菜についてお伺いします。何故その野菜を生産されているのですか？また、グループから求められている野菜類は何でしょうか

**福永社長** : お客さまのニーズが高い品目だからです。キャベツを中心に重量野菜を主力栽培しています。キャベツは炒め用・サラダ用と商品バリエーションも豊かで、イオングループからも栽培の要望を受けております

**編集局** : 現在関東6農場、山梨2農場、石川・兵庫・島根・大分に各農場が開場されておられますが、今後の開場計画等具体的な計画がありましたらお教えてください

**福永社長** : 直近で岩手、北海道にも開場致しました。今後も拡大をして行こうと考えています

**編集局** : 御社の展望をお聞かせください

**福永社長** : 全国各地に農場を展開し、経営規模の拡大をして参ります

**編集局** : 産地に対して、肥料業界に対して何かメッセージはありますか？



イオンアグリ創造ブランド  
 AEON直営農場

(前ページより続く)

**福永社長**：農業5年目を迎える当社にとりまして、プロ産地の皆さまから学ぶことが多々あります。また、良質かつ、手頃な価格の農産物を栽培するためには肥料は欠かすことはできません。今後も農業の発展に貢献できるよう、多くの方々との連携を深めて、ともに成長できる法人でありたいと考えています。農業で夢とロマンを語れる世の中を創っていきましょう！！

イオンアグリ創造株式会社は2009年茨城県牛久市に牛久農場を開場して現在5年目、茨城県牛久市、千葉県柏市、埼玉県松伏町、羽生市、日高市、栃木県宇都宮市、山梨県山中湖村、北杜市、石川県かほく市、兵庫県三木市、島根県安来市、大分県九重町の12農場が開場されている。2015年度までに直営農場を30か所、年間約2万トンの野菜を生産、現在の3倍の述べ作付面積の500haに広げる考えで、ITや販売網を駆使し生産や物流費を2割抑え自社ブランド野菜の販売額を年間約1000億円まで引き上げる計画だ。今春にも岩手県花巻市、北海道三笠市に農場が新規オープンとなっている。イオン農場の特徴はイオングループの社員が直接現場に携わり農場を運営している点だ。また、イオンアグリ創造株式会社生え抜きの社員が場長として活躍されている農場もある。今年は大卒の新卒者も多数採用される予定だ。今後は社員や新卒者の奮闘の姿をレポートしたい。

## どうなるの？ 輸入農産物～輸入植物検疫制度見直しによる影響について

農林水産省は、植物防疫法施行規則の改正及び関係法令の制定を行い、3月7日までに新制度に移行することとした。この法律の見直しは外国から輸入される植物類の動きに対応し現行の植物検疫措置を国際基準に整合するために行なわれるものであると説明している。

### 《改正のポイントについて》

今回の改正のポイントは次の通り①検疫有害動植物リスト等の明示化（検疫対象724種 検疫対象外194種の明示）②新たな検疫装置の導入 ③輸出国における栽培地検査の追加実施 ④輸入禁止品と地域の追加及びリスト除外

本法律の改正に伴い青果物を輸入している業界では戸惑いが起こっている。通関前の植物防疫検査で重要害虫が発見され「輸入不合格」となった場合、品目によっては従来使われていたくん蒸剤が使用出来なくなる。ただし、輸入量の多いバナナ・アボガドについては「青酸くん蒸」が継続出来る。また、キウイ・カボチャ・タマネギ・ネギ等は「青酸」ないしは「臭化メチル」によるくん蒸が継続される見通しがたっており支障はないとされている。然しながら、残留基準がなかった作物でくん蒸剤に使用されていた「青酸」「臭化メチル」「リン化アルミニウム」等は

「青酸」くん蒸措置廃止に伴う「臭化メチル」移行措置が想定される品目について						
アスパラガス	アーティチョーク	イチゴ	オクラ	カリフラワー	キャベツ	サヤエンドウ
セロリ	ブロッコリー	ラズベリー	レタス	ヤングコーン	等	
「青酸」及び「臭化メチル」によるくん蒸措置がなくなるもの						
イチジク	ウンシュウミカン	カラシナ	ケール	サヤインゲン	ナス	ハクサイ
バジル	パセリ	ハウレンソウ	等			

今回の改正によりくん蒸剤として使用措置の廃止ないしは「青酸」から「臭化メチル」への措置が作物によって移行されるものが出てきた。臭化メチルくん蒸への移行措置で処置出来る作物でも薬剤効果を出すためにくん蒸倉庫の温度を一定時間保たなければならないため温度変化によるダメージを受ける青果物もあるという。例えば生鮮ブドウでは国内に水揚げされる輸入量のうち数%から数十%「不適格」と判定されているケースがあり、くん蒸措置を経て合格となっているものがある。今回の法改正により今後は輸出国での管理が必要となってくるため経費が嵩むことは間違いない。「食品の安全性」は誰もが当たり前を求めている昨今で国の対応は当然の流れではあるが今回の改正で輸入業者は厳しい対応を迫られている。

東日本大震災から3年が経ちました。復興への長い道のりを歩んでいる方も、まだ大勢いらっしやると思います。震災の教訓を忘れることなく、被災者の皆さんの一日も早い復興をお祈り申し上げます。

編集事務局：南部、助川

電話：03-5275-5511/E-mail：macjournal@mcagri.co.jp URL http://www.mcagri.jp